

# 倫理規程

株式会社ベストサポート

# 倫理規程

## （目的）

株式会社ベストサポート（以下「法人」という）に勤務する職員は、福祉の担い手として専門職の誇りをもち、社会的使命と職務の責任を常に考え、豊かな人間性を磨くことを心がけるため、ここに倫理規程を設ける。

## 倫理要綱

個人の尊厳の保持・自立支援、生活の保障並びに良質で適切な福祉サービスの提供について、認識を深め確固たる倫理観の基に専門的で公平・公正なサービスを実践するために自己管理の徹底と決意を表明するために「倫理要綱」を定めます。

### 1. 生命の尊厳

職員は、利用者の生命・身体の安全および自由に対する権利について最大限尊重します。

### 2. 人権の擁護

職員は、いかなる理由によっても差別せず、いかなる場合であっても暴力・暴言等の虐待並びに身体拘束は許されない行為であると自覚し、利用者の人権をあらゆる知識と技術を駆使して擁護します。

### 3. 自主性の尊重

職員は、利用者本意のサービス提供に努め、利用者の意見・主張に耳を傾けるのはもちろんのこと、積極的に情報を提供し、利用者自らが選択できるように配慮したうえ、自己決定したことを尊重し、行動が実現できるように積極的な援助に努めます。

### 4. 個人の尊重

職員は、人生・生活観の異なる利用者一人ひとりの人としての個性・主体性・可能性を尊び、安心と誇りをもって心豊かで潤いのある生活を共に作り上げるように努めます。

### 5. プライバシー・財産の保護

職員は、利用者のプライバシーの保護、秘密の保持並びに私物管理およびに私的空間と時間の確保に配慮し、財産の適正管理を推進し、利用者との信頼関係の保持に努めます。

### 6. 地域社会との交流・協力

職員は、利用者が地域社会の一員として生活していくために、理解・協力を得られるように地域社会に働きかけ、社会資源を効果的に利用し、関係機関・諸団体との連携のもとに社会参加・交流の促進を図ります。

### 7. 施設サービスの点検・評価

職員は、施設（事業）サービスに関する不服・苦情を受け付け解決を図る第三者委員会の趣旨を尊重し、オンブズ

パーソンの活用も図ります。さらに、福祉サービス第三者評価機関によるサービス点検・評価を受審し、利用者の向上と施設運営の適正化に努めます。

## 8. 専門的な支援の確立

職員は、福祉事業の役割と使命を自覚し、専門的知識、技能の向上を目指して日々研鑽に努め、利用者が生きがいのある、健全で充実した人生が送れるように継続的に支援を行い、広くから信頼を受けられるように努めます。

## 9. 社会的ルール(コンプライアンス)の遵守

職員は、法人の理念・指針・職員倫理綱領および法人の定めた諸規定・規則の遵守はもちろんのこと、事業遂行に必要な関係法律を学び理解し、公益的な役割を担う法人の代表としての自覚のもとに法令遵守に努めます。

## 行動指針

### 1. 差別の禁止

- (1) 子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- (2) 障害の程度・技能・能力・性別・年齢等で差別しません。
- (3) 利用者本人の前で障害の呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- (4) 利用者に対して、偏見や先入観をもって接することはありません。
- (5) 利用者のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- (6) 利用者の言葉や動作等の真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはありません。

### 2. 利用者の主体的・個性の尊重

- (1) 利用者の入退所・移動にあたっては、本人・ご家族に十分な説明を行い、本人が選択の機会が得られるように努めます。
- (2) 利用者一人ひとりに個別援助・支援計画を作成します。また、個別援助、支援の実施にあたっては、本人・ご家族への説明を行い、同意を得た上で行います。
- (3) 施設運営・サービス内容等に対する利用者・ご家族の意見・要望等を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- (4) 利用者の個人的な好み・嗜好を尊重します。
- (5) 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、施設利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- (6) 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行います。

### 3. プライバシーの保障

- (1) 職務上知り得た利用者の個人情報には他に漏らしません。

- (2) 本人・ご家族の了解なしに所持品の確認を行いません。
- (3) 本人・ご家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開したりしません。
- (4) 本人・ご家族の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。
- (5) 他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人・ご家族の了解なしには行いません。
- (6) 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前ではしません。

#### 4. 人権の尊重と対等な立場での支援

- (1) 利用者と職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- (2) 利用者に対して性的に不快にさせられるあらゆるセクシャルハラスメントに該当する行為および該当する恐れのある行為はしません。
- (3) 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- (4) 利用者の嫌がることは強要しません。

#### 5. 体罰等の禁止

- (1) 殴る・蹴る・つねる等の行為、その他故意にケガをさせるようなことはしません。
- (2) 身体拘束や長時間の正座・直立などの肉体的苦痛を与えることはしません。
- (3) 軽蔑や無視などの精神的な苦痛を与えることはしません。
- (4) 食事を抜くなど、人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- (5) いかなる場合でも体罰は容認しません。
- (6) 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人・ご家族への明確な説明を行います。

#### 6. 専門性の向上と倫理の確立

- (1) 利用者に対する支援は、職員の統一した考えのもとに行います。
- (2) 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けた積極的に研修に参加するなど自己研鑽に努めます。
- (3) 職員は、利用者支援にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。

#### 7. 本規程の位置づけ

本職員倫理規程および行動指針は、法人の定めた規程の一つであり、これに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。